

資料編

越谷市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

（設置）

第 1 条 次世代育成支援対策推進法に基づく市行動計画の策定に際し、必要な事項を協議し、計画原案を作成するため、越谷市次世代育成支援行動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置するとともに、その運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第 2 条 策定委員会は、次の事項を審議する。

- （ 1 ）次世代育成支援対策推進法に基づく市行動計画策定に関すること
- （ 2 ）その他行動計画の策定に必要な事項に関すること

（組織）

第 3 条 策定委員会の委員は、別表 1 に掲げる者をもって充てる。

- 2 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には、児童福祉部長を、副委員長には、健康福祉部長をもって充てる。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、行動計画策定が完了するまでとする。

（会議）

第 5 条 委員長は、策定委員会を代表し、会議の座長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けた時は、その職務を代理する。

第 6 条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

（専門部会）

第 7 条 策定委員会に、専門的事項の検討及び調査研究を行うため、専門部会を置く。

- 2 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会長には、児童福祉部次長、副部

会長には、健康福祉部次長を充てる。

3 専門部会の部会員は、別表2に掲げる課の課長相当職もしくは課長補佐相当職にある者及び児童の育成に関わる専門職員をもって充てる。

4 部会長は、専門部会を代表し、会議の座長となる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第8条 専門部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

3 専門部会に連絡調整会議を置き、部会長は、必要に応じて会議を開くことができる。

4 部会長は、会議の結果を策定委員会に報告しなければならない。

(連絡調整会議)

第9条 行動計画の特定項目の検討及び計画案の全体の調整を図るため、保育、母子保健等に関わる専門部会員により連絡調整会議を随時開催することができる。

2 連絡調整会議は、必要があると認めるときは、関係課から説明を求め、又は意見を聴取することができる。

3 会議結果は、部会長に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 策定委員会及び専門部会の庶務は、児童福祉部児童福祉課が処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか策定委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、市長決裁の日から施行する。

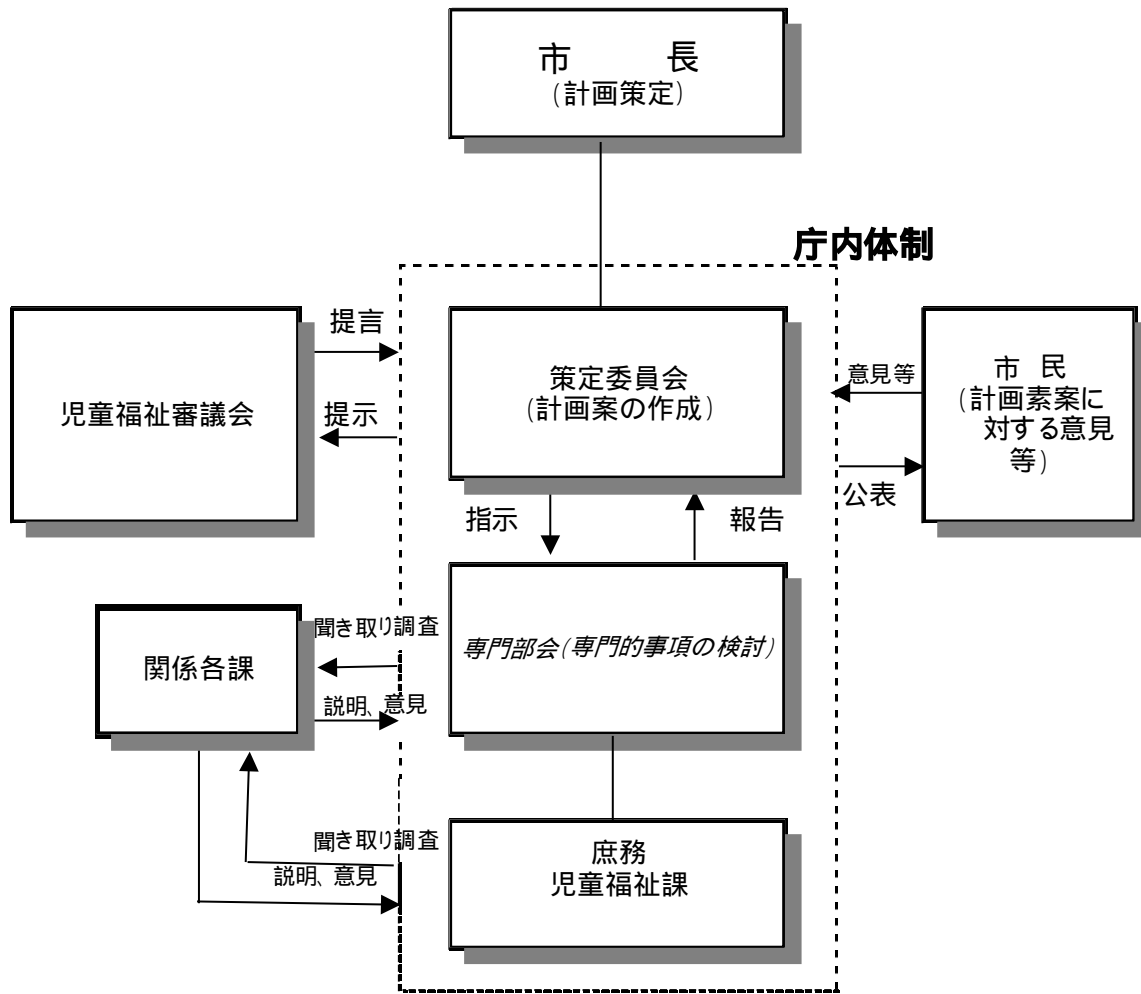
行動計画策定委員

企	画	部	長
総	務	部	長
市	民	部	長
健	康	福	祉
部		部	長
児	童	福	祉
部		部	長
環	境	経	済
部		部	長
建	設	部	長
都	市	整	備
部		部	長
市	立	病	院
事	務	部	長
教	育	委	員
会	教	育	総
務	部	長	
教	育	委	員
会	生	涯	学
部	習	部	長

行動計画策定委員会専門部会

企	画	部	企	画	課
総	務	部	人	事	課
市	民	部	地	域	活
動	推	進	課		
健	康	福	祉	部	社
会	福	祉	課		
健	康	福	祉	部	障
害	福	祉	課		
健	康	福	祉	部	市
民	健	康	課		
児	童	福	祉	部	児
童	福	祉	課		
児	童	福	祉	部	保
育	課				
環	境	経	済	部	交
通	防	災	課		
環	境	経	済	部	産
業	振	興	課		
建	設	部	道	路	街
路	課				
都	市	整	備	部	公
園	緑	地	課		
都	市	整	備	部	建
築	住	宅	課		
市	立	病	院	事	務
部	庶	務	課		
教	育	総	務	部	総
務	課				
教	育	総	務	部	指
導	課				
生	涯	学	習	部	生
涯	学	習	課		
専	門	職	員		

計画策定体制



計画策定にかかる越谷市児童福祉審議会の開催経過

平成16年	第1回審議会
4月27日	(1) 委嘱状交付 (2) 次世代育成支援行動計画策定について
	第2回審議会
7月21日	(1) 次世代育成支援行動計画策定体制について (2) 子育て実態調査報告の概要について (3) 次世代育成支援行動計画策定について (4) 次世代育成支援行動計画の特定14事業について
	第3回審議会
8月17日	(1) 次世代育成支援行動計画策定について 基本理念について 施策体系について 特定14事業について
	第4回審議会
11月10日	(1) 次世代育成支援行動計画策定について 基本理念について 基本目標及び基本施策について
	第5回審議会
12月20日	(1) 次世代育成支援行動計画策定について 基本施策について 個別事業について
	第6回審議会
平成17年	(1) 次世代育成支援行動計画策定について
1月12日	計画素案について
	第7回審議会
3月17日	(1) 次世代育成支援行動計画(素案)に対するパブリック コメント結果について (2) 次世代育成支援行動計画について 計画素案について

越谷市児童福祉審議会委員名簿

氏名	選出母体等
齋藤晴夫	埼玉県越谷児童相談所所長
田辺博義	埼玉県越谷保健所所長
坂田庸子	越谷子育てサークルネットワークの会相談役
遠藤進	越谷私立保育園協会会長・第二越谷保育園園長
鈴木操	越谷市商工会理事
大川洲三男	越谷市民生委員・児童委員協議会会長 H16.11.30退任
佐藤光	越谷市民生委員・児童委員協議会会長 H16.12.20就任
渡辺ひとみ	越谷市民生委員・児童委員協議会主任児童委員
先名紀子	越谷市子ども会育成連絡協議会副会長
山崎理恵	越谷青少年相談員連絡協議会会長
東千寿子	越谷市私立幼稚園協会監事
会田俊	越谷市小学校校長会
神谷園江	越谷市中学校校長会
淵野彩子	越谷市PTA連合会副会長
稲葉一美	埼玉県立越谷養護学校校長
清水玲子	埼玉県立大学短期大学部教授
櫻井慶一	文教大学教授
大村純一郎	越谷市医師会理事
對馬利江子	公募委員
田井玲子	公募委員
稲本尚司	公募委員

越谷市子ども憲章

本市では、市制40周年を記念し、21世紀を担う子どもたちの健全な成長を願うとともに、子どもたち自身が自ら考え行動できる指針として、その目標や理想を定め、子どもは自立に向け努力し、大人は子どもの自立を支える糧となるよう、子ども憲章を平成10年11月3日に制定しました。

水と緑と太陽に恵まれた越谷市の未来を担うわたしたちは、
夢と誇りを持ち、みんな仲良く助け合って生きていくことを誓い、
ここに「越谷市子ども憲章」を定めます。

自立 - わたしたちは、互いに認め励まし合い、
自分の道を歩んでいきます。

責任 - わたしたちは、礼儀正しく、きまりを守り、
責任を持って行動します。

健康 - わたしたちは、生命を大切にし、
明るく、たくましく生きていきます。

感謝 - わたしたちは、思いやりの心と、
“ありがとう”の気持ちを持ち続けます。

環境 - わたしたちは、自然や文化を大切にし、
環境にやさしくします。

用語解説

NPO

民間非営利組織。「Non-Profit Organization」「Not-for Profit Organization」の略で、利益の追求よりも社会的な使命の実現を優先して活動する民間組織（団体）のことです。

活動はさまざまな分野に及んでいるが福祉を主な活動にする組織が圧倒的に多い。平成10年12月にNPO法（特定非営利活動促進法）が施行され、福祉や地域づくりなどを行う市民活動団体が比較的簡単に法人格を取得できるようになっています。

LD（learning disabilities）

知的発達に大きな遅れはないのに、学習面で特異なつまずきや習得の困難をもちがちな児童生徒に対して用いられる発達障害を指す概念で、学習障害と訳されます。

エンゼルプラン

「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」は、平成6年12月に、文部・厚生・労働・建設4大臣合意により策定され国の子育て支援対策が本格的にスタートしました。これを引き継いで、平成11年「重点的に推進すべき少子化対策の具体的計画（新エンゼルプラン）」が大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の6大臣合意により策定されました。越谷市においても国の動向を踏まえて、越谷市エンゼルプラン（平成13年度～17年度）を策定しました。

キャリア・コンサルタント

その人の適性や職業経験等に応じて、自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や職業能力開発を効果的に行うことができるようアドバイスする相談員のことです。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを産むとした場合の子どもの数のことです。

交通バリアフリー法

正式名称は、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」です。平成12年公布され高齢者や身体障害者、妊産婦などが公共交通機関を安全に利用しやすくするために、公共交通事業者により鉄道駅、バスターミナル、旅客船・航空旅客ターミナル、あるいは鉄道車両、バス、航空機などのバリアフリー化を推進する

とともに、市町村においては、駅などを中心とした一定の地区において基本構想を策定し、周辺の道路や広場、信号機などのバリアフリー化を重点的・一体的に推進することを定めた法律です。

越谷市健康づくり行動計画「いきいき越谷21」

健康寿命をのばすことをめざし、行動目標と数値目標を具体的に掲げ、市民一人ひとりが主体となり、健康に関連する団体及び行政の支援のもとに健康づくりを進めるために策定された計画です。計画期間は平成15年度～22年度となっています。

越谷市産業雇用支援センター

産業雇用支援センターは、越谷市産業の振興と雇用対策の強化を図る情報の受発信拠点施設として、企業の創造性の発揮による競争力の強化と、新たな産業を振興し雇用創出を図ることを目的に設置された施設です。

子育てサロン

保護者の子育ての負担感の軽減等図るため、相談員（子育て経験者）を通して子育てに関する悩みを相談したり、子育て中の方同士の交流を行っています。

越谷市産業情報ネットワーク

越谷市産業情報ネットワーク（こしがやiiネット）は、越谷市の産業行政分野（商工業・農業・労働・観光物産）に関する情報をはじめ、国・埼玉県及びその他の支援機関の産業情報を一元化し提供しているウェブサイトです。特徴として、市民や企業の方々を対象としたイベント情報や募集情報等を即座に提供できるトピックスサイトを備えています。

児童虐待防止ネットワーク

住民にもっとも近い市町村においては、家庭の（親子の）状況を把握しやすく、また家庭の支援に対し迅速に対応することができます。その市町村において、幅広い関係の機関が虐待防止のための共通知識を持ち、連携するためのネットワークです。越谷市においても平成11年に越谷市児童虐待防止ネットワーク会議を設置しました。

児童の権利に関する条約

18歳未満の全ての子どもの保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、1989年（昭和64年）秋の国際連合の総会で全会一致採択され、日本は1990年（平成2年）9月21日にこの条約に署名し、1994年（平成6年）4月22日に批准されました。

この条約は、子どもの最善の利益を考慮し、保護の対象ではなく権利の主体としてとらえ、生命に対する権利・意見を表明する権利・表現の自由・思想の自由・宗教の自由・集

会の自由・プライバシーの保護などの市民的権利を認めるものとなっています。

小児救急医療支援事業

越谷市では、平成14年12月16日に越谷市小児夜間急患診療所を開所し、夜間における小児の初期救急医療を確保しました。

さらに、平成16年4月1日から5市1町の東部第三地区内4病院（越谷市立病院、草加市立病院、みさと健和病院、吉川中央総合病院）による小児救急医療支援事業がスタートし、休日・夜間の小児の第二次救急医療体制を確保し充実が図られました。

スクール・カウンセラー

カウンセリングは人の課題解決を援助する活動ですが、特に児童生徒の学校生活上の課題解決に関わる援助を中心としたカウンセリングをスクール・カウンセリングとして特定しています。その中心となる担当者をスクール・カウンセラーと呼びます。

スクール・カウンセリングは、学校教育の一領域としての児童生徒指導の中心的活動として位置づけられ、個々の児童生徒がそのかけがえのない個性を実現できるように援助することが期待されています。

第3次越谷市総合振興計画

総合振興計画とは、市の最上位計画として市の最も基本となる計画です。越谷市は、「水と緑と太陽に恵まれた ふれあい豊かな自立都市」をめざし、「持続可能な都市づくり」「多様性に富んだ生活と社会」「少子・高齢社会への対応」「情報化社会への対応」を踏まえた、第3次越谷市総合振興計画を策定している。市民と行政が協働して進める、越谷市のまちづくりの指針となる計画です。

昭和47年の第1次計画、昭和59年の第2次計画を引き継ぎ、平成12年から平成22年までの11年間の計画として、現在、推進しています。

トワイライトステイ事業

ひとり親家庭等で、親の帰宅が仕事等の都合で遅いため、夜間一人で過ごしている子どもを放課後からおおむね夜10時まで預かり、夕食、入浴などを提供する事業です。

ノーマライゼーション

障害者が、一般社会の中で普通の生活が送れるよう、条件を整え、共に生きる社会こそノーマルであるという考えです。デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者施策の最も重要な概念となっています。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上でバリア（障壁）となるものを除去するという意味。1974年（昭和49年）に国連障害者生活環境専門会議が「バリアフリーデザイン」という報告を出したところから、この用語が使用されるようになった。

もともとは建築用語として登場し、建物内の段差の解消等物理的な障壁の除去という意味合いが強いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味でも用いられています。

ビオトープ

その地域に暮らす野生の生きものたちが、お互いに関係をもって生きていける場所をいい、それぞれの生物の種（ある程度の大きさの種個体群）がそれぞれの生活上の要求に基づいて、食べ物または栄養をとり、生長し、子を産み・育て、「種」を維持していくことが保証されている空間または環境のことです。

ファミリー・サポート・センター

育児の援助を行う者と育児の援助を受けたい者で構成された会員組織で、地域における育児の相互援助活動です。一時的・緊急的な保育ニーズに応え、労働者の仕事と育児との両立を可能とすることを目的としています。

ファミリー・フレンドリー企業

仕事と家庭の両立が容易となる様々な制度を導入し、育児休業、介護休業等を取りやすい環境づくりを行う企業を指しています。

越谷市福祉保健オンブズパーソン

福祉保健オンブズパーソンは、市や市の関係する福祉保健サービスに関する苦情を公正・中立な立場で調査・判断し、迅速に問題の解決を図る制度です。

プレーパーク

普通の公園のように整備がされておらず、手づくりの遊具が置かれていたり、火を使った食事作りや穴掘り、泥んこ遊びなど、通常の公園では出来ないようなことが自由に出来る冒険遊び場です。

ヘルスプロモーション（Health promotion）

ヘルスプロモーションとは、自らの健康をコントロールし、改善できるようにするプロセスのことです。

保育ステーション

駅前に保育室（保育ステーション）を設置し、保護者に代わり子どもを保育園に送迎し、日中の保育は保育園で行い、夕方保育園が終了後は保育ステーションに戻り、保護者が迎えにくるまでの保育を行います。さらに、日中空いた保育室（保育ステーション）で、育児相談や一時保育も行っています。

ユニバーサルデザイン

すべての人に使いやすいものであれば、障害者にも使いやすくなるように、身の回りの品物から住宅、建物、都市空間のデザインまで、すべての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある製品、環境、情報の構築実現をめざしたものです。

リトミック

スイスの作曲家ダルクローズによって草案された音楽教育のための方法です。それが、幼児の感受性や表現力を発達させ、個性を養うという点で児童教育に取り入れられました。リトミック（フランス語）を英語に直すとリズムック、もしくはリズムカルとなります。